

第 12 回教育委員会会議

令和 7 年 9 月 26 日
午 後 3 時 00 分
インクルーシブ教育推進室研修室2

案 件

議案第65号

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

1 対象職員

教育委員会所管の学校園に勤務する臨時的任用職員

2 改正の理由

国において、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の部分休業制度を拡充するとし、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が令和 7 年 10 月 1 日に施行されることになった。

本市においても、職員の育児時間等の多様化を鑑み、部分休業を取得したい職員等の勤務しない時間について規定することが必要であることから、本教育委員会規則についても規定を整備するため、所要の改正を行うものである。

3 改正の主な内容

- ・教育委員会所管の学校の臨時的任用職員が時間単位の介護休暇又は介護時間を請求した場合において、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止する。
- ・職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年大阪市条例第 4 号）の一部改正に伴い、規定を整備する。

4 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日

議案第65号

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年大阪市教育局規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第10条 〔略〕 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を<u>通じ、4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）</u>の範囲内とする。 （介護時間） 第11条 〔略〕 〔2 略〕 3 介護時間は、1日を<u>通じ、2時間（職員の育児休業等に関する条例（平成4年大阪府条例第4号）第19条第1項に規定する第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）</u>の範囲内とする。	第10条 〔同左〕 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を<u>通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）</u>の範囲内とする。 （介護時間） 第11条 〔同左〕 〔2 同左〕 3 介護時間は、1日を<u>通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（職員の育児休業等に関する条例（平成4年大阪府条例第4号）第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）</u>の範囲内とする。

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。